

# 令和 8 年度神流町一般廃棄物処理実施計画

令和 8 年 7 月

神 流 町

## 1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

### (1) 発生量（収集量）

（単位：t）

| 一般廃棄物区分 | 実績    |       |       |       | 発生見込量 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 発生量     | 484   | 499   | 445   | 526   | 489   |
| 収 集     | 426   | 433   | 399   | 399   | 415   |
|         | 可燃ごみ  | 311   | 334   | 309   | 310   |
|         | 資源物   | 83    | 70    | 65    | 84    |
|         | 不燃物   | 32    | 29    | 25    | 29    |
| 直接搬入    | 58    | 66    | 46    | 127   | 74    |
|         | 可燃ごみ  | 31    | 22    | 117   | 47    |
|         | 粗大ごみ  | 27    | 44    | 28    | 27    |

### (2) 処理量

（単位：t）

| 処理区分       | 実績     |       |       |       | 処理見込量 |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|
|            | 令和4年度  | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 処理委託（可燃ごみ） | 0      | 0     | 84    | 316   | 320   |
| 資源化处理      | 248    | 236   | 188   | 116   | 130   |
|            | 固形燃料   | 130   | 130   | 89    | 0     |
|            | 金属類    | 11    | 14    | 15    | 13    |
|            | ビン     | 25    | 22    | 19    | 20    |
|            | ペットボトル | 6     | 7     | 6     | 6     |
|            | 新聞・雑誌  | 51    | 40    | 38    | 52    |
|            | 段ボール   | 25    | 23    | 21    | 21    |
| 粗大ごみ       | 27     | 44    | 28    | 10    | 27    |

## 2 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

ごみ処理における資源化・減量化及び地球環境等をめぐる社会情勢等を踏まえ、町民・事業者・町がそれぞれの役割と責任を認識して積極的に行動し、快適で安全な生活環境保全、美化に努めるものとする。

### (1) 廃棄物の排出抑制及び減量化

町民、事業者に対し廃棄物問題の現状などを周知・啓発することによって、廃棄物に対する関心を高め、排出抑制及び減量化を推進する。

①町広報誌による啓発

- ・町民と共にごみを出さない「循環型社会」をつくるため、啓発活動を行うものとする。

②ケーブルテレビ・スマートスピーカー及びチラシによる啓発

- ・ごみの適正な処理と減量化を徹底するため、ケーブルテレビネットワークやスマートスピーカー並びにチラシを活用して周知を行うものとする。

③ごみ減量活動の支援

- ・ごみの減量やリサイクルに率先して取り組んでいる活動に対し側面から支援する。

④ごみの資源化

- ・古紙、ペットボトル等の資源化を進め、ごみの減量を図る。

(2) 分別排出の励行

廃棄物の排出及び減量化を推進し、再資源化（リサイクル）を図るため、分別排出の励行を強化するよう啓発を行うものとする。

①町広報誌による啓発

- ・分別収集体制の変更や法改正が生じた場合、随時周知する。

②ケーブルテレビ・スマートスピーカー及びチラシによる啓発

- ・ごみの排出方法、再資源化や分別収集の徹底についてケーブルテレビネットワークやスマートスピーカー並びにチラシを活用して周知を行うものとする。

③事業所等訪問による啓発

- ・ごみの排出について問題が発生した場合は、随時、クリーンセンター及びリサイクルセンターと相談の上、事業所などを訪問の上、調査・指導する。

④適切な分別・排出を促す資料の配布

- ・転入者の啓発については転入時に窓口で資料を配付し、神流町の分別排出ルールについて、基本的な事項を説明する。
- ・別荘所有者など神流町に住所を有していない者については、近隣定住者と連絡、連携を取り、排出方法等周知に努める。

(3) 環境教育の推進

廃棄物問題に関する意識の高揚を図るため、啓発のほかに地域活動や施設見学会を活用した環境教育を推進し、廃棄物の排出抑制や減量化、不法投棄防止に努めるものとする。

①地域活動の推進

- ・区長会・学校及び事業所等の自主的な清掃活動を推進するとともに、児童生徒、町民の環境問題に対する理解を深める。

②施設見学会

- ・住民、児童生徒の環境問題への理解と意識の高揚を図るためクリーンセンター及びリサイクルセンター施設見学会を実施する。

③環境活動「4 R 運動」の実施

- ・「リフュース」（購入拒否）商品の購入にあたっては、本当に買う必要があるかもう一度考える。
- ・リデュース（ゴミ減量）マイバックを持参し、簡易包装、繰り返し使用できる、耐久

性に優れた商品などを優先的に購入する。

- ・リユース（再使用）リサイクル商品等を優先的に使用する。また、商品は修理しながらなるべく長期間使用使用する。
- ・リサイクル（再生利用）資源として再利用する。

#### ④家庭ごみの有料化制度について

ごみの減量・リサイクルの推進及び町民の費用負担の公平化を図るため引き続き有料化を継続します。

### 3 分別収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物は分別して排出し、収集運搬することを原則とする。

#### （１）分別して収集する一般廃棄物

| 種 類  |        | 収集頻度  | 具 体 例                        | 出 し 方   | 区 分   |
|------|--------|-------|------------------------------|---------|-------|
| 可燃ごみ |        | 週２回   | 生ごみ・紙くず・木くず・10cm以下の布及びプラスチック | 指定袋（有料） | 燃えるごみ |
| 不燃物  | 金属類    | 月２・３回 | アルミ缶・スチール缶・スプレー缶             | 指定袋（有料） | 資源ごみ  |
|      | ビン     | 月２・３回 | 陶器類・化粧品用ビン・ガラス類              | 指定袋（有料） | 資源ごみ  |
| 粗大ごみ |        | 直接搬入  | 机・たんす・家電リサイクル法適用外・畳・自転車      | 直接搬入    | 一部資源  |
| 有害ごみ |        | 月２・３回 | 電球・蛍光灯・水銀体温計・電池              | 指定袋（有料） | 一部資源  |
| 資源ごみ | 雑誌・雑紙  | 月１・２回 | 雑誌（週刊誌、漫画、カタログ）・雑紙           | 各地区拠点回収 | 資源ごみ  |
|      | 新聞紙    | 月１・２回 | 新聞紙                          | 各地区拠点回収 | 資源ごみ  |
|      | 段ボール   | 月１・２回 | 段ボール                         | 各地区拠点回収 | 資源ごみ  |
|      | 紙パック   | 月１・２回 | 牛乳パック類（内側にアルミの張られていないもの）     | 各地区拠点回収 | 資源ごみ  |
|      | ペットボトル | 月１・２回 | 飲料用・酒類・みりん・醤油のペットボトル         | 指定袋（有料） | 資源ごみ  |
|      | 食品トレイ  | 月１・２回 | 発泡トレイ・卵パック                   | 指定袋（有料） | 資源ごみ  |

## (2) 収集しない一般廃棄物

| 種 類         | 具 体 例                       | 引 取 先                          |
|-------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 危険物         | ガスボンベ・消化器・ガソリン・灯油など         | 購入した販売店                        |
| 有害物         | 農薬・薬品・薬剤の容器                 | 購入した販売店                        |
| 処理困難物       | バイク・車など大型機械                 | 購入した販売店                        |
|             | タイヤ・バッテリー・スキー・スキー靴          | 購入した販売店、専門業者                   |
| 家電リサイクル法対象品 | テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・エアコン・パソコン | 購入した販売店（リサイクル券、運賃別途支払いにて持ち込み可） |

## 4 一般廃棄物の適正な処理及び実施に関する基本的事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第6条の2及び神流町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という）に基づき、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分することとし、実施にあたっては法施行例第3条に定める一般廃棄物処理基準ほか関係法令等の定めるところによるものとする。

### (1) 一般廃棄物の適正な収集運搬

一般廃棄物の収集運搬を効率的及び、効果的に行うために、排出量と収集運搬量とを勘案して、収集区域及び収集日程を設定するものとする。ただし、土曜日、日曜日、月曜日以外の祝日、12月31日～1月3日までは収集、運搬は行わない。資源ごみをクリーンセンター及びリサイクルセンターへ直接搬入することができる曜日及び時間は、月曜日から金曜日の9時から12時、13時から16時、なお、原則土曜日及び日曜日並びに祝日は受入れない。

#### ①ごみ収集日

- ・可燃ごみ 毎週火曜日と金曜日の2回
- ・不燃物 毎週木曜日
- ・資源ごみ 毎週水曜日

#### ②施設の利用方法

##### ○クリーンセンター及びリサイクルセンター

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 受入日と時間  | 祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日（9時から12時、13時から16時） |
| 場 所     | 群馬県多野郡神流町大字尾附289番地1及び290番地           |
| 搬入できるごみ | 可燃ごみ、不燃物、粗大ごみ、有害ごみ、資源ごみ              |
| 注意事項    | 搬入する際は、ごみの排出区分及びルールを守り適切に処分すること      |

③自己搬入又は町が許可する業者による収集運搬方法

自ら処分できないものについては、町が指定する場所に自ら運搬する又は許可業者に依頼する。

④収集運搬を委託する業者

| 事業者の名称             | 所在地                     |
|--------------------|-------------------------|
| 有限会社群馬環境※          | 群馬県高崎市沖町 375-5          |
| 上野衛生舎※             | 群馬県多野郡上野村新羽 27          |
| 新開設備工業株式会社※        | 群馬県高崎市吉井町大字吉井川 881-1    |
| 株式会社ワンアクシス         | 群馬県前橋市富士見町小暮 1,846 番地 3 |
| 神流町社会福祉協議会         | 群馬県多野郡神流町大字神ヶ原 430 番地 1 |
| 有限会社インターフェイス       | 群馬県伊勢崎市田中島町 1,425-6     |
| 株式会社シー・エス・コーポレーション | 群馬県多野郡神流町大字万場 68        |
| 神流振興株式会社           | 群馬県多野郡神流町大字万場 40 番地     |
| M's collection     | 群馬県高崎市本郷町 1,910-3       |

「※」印は、し尿及び汚泥処理のみ

(2) 神流町の一般廃棄物の処理に関する基本的事項

神流町は、条例及び同規則に基づき一般廃棄物の処理を行うものとする。

(3) 一般廃棄物の収集運搬及び処理を実施する者に関する基本的事項

一般廃棄物の収集運搬及び処理にあたっては、法施行令第4条に定める「一般廃棄物の収集運搬処分等の委託基準」に基づき、その業務を委託して実施する。

| 区 分   | 収集運搬を実施するもの | 処理（処分）を実施するもの |
|-------|-------------|---------------|
| 可燃ごみ  | 委託契約者・自己排出者 | 委託契約業者        |
| 不 燃 物 | 委託契約者・自己排出者 | 委託契約業者        |
| 資源ごみ  | 委託契約者・自己排出者 | 委託契約業者        |
| 粗大ごみ  | 自己排出者       | 委託契約業者        |

(4) 一般廃棄物の適正な処理

搬入された一般廃棄物は、搬入量を勘案して、適正かつ計画的に処理（処分）を行うこととする。また、再資源化を考慮した処理を行うものとする。

| 区 分   | 処理（処分）基準            |
|-------|---------------------|
| 可燃ごみ  | 焼却処理・埋立処理           |
| 不 燃 物 | 再資源化・破碎処理・埋立処理      |
| 資源ごみ  | 再資源化                |
| 粗大ごみ  | 再資源化・破碎処理・焼却処理・埋立処理 |

## 5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

### (1) 集積場（ごみステーション）

ごみ集積箱を設置しごみの飛散防止や収集効率を図るものとする。

（増設、撤去等については利用状況等を勘案して、判断する。）

### (2) 収集車輛の確保

収集業務の効率性、安全性を確保するため、収集車輛の所用台数を確保し、定期的な整備点検を行うものとする。

### (3) 中間処理施設の整備

一般廃棄物の再資源化並びに破砕処理は、リサイクルセンターにおいて行われている。施設の維持と作業の安全性を図るため、定期点検及び日常点検を行うものとする。

### (4) 最終処分施設の確保

一般廃棄物の最終処分は、委託契約業者において行っている。適切な処理が行われているか指導監督を行うものとする。

### (5) リサイクル施設の整備

神流町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、リサイクルの推進を図るため、必要に応じ施設整備を図るものとする。

### (6) し尿、汚泥処理について

神流町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき適正に処分する。

### (7) 施設の概要

廃棄物処理施設

|       |                                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称   | クリーンセンター                                                                                                                                             |
| 所 在 地 | 群馬県多野郡神流町大字尾附 2 8 9 番地 1 及び 2 9 0 番地                                                                                                                 |
| 設 計   | (株) 日本リサイクルマネジメント(現: J F E 環境サービス (株) )                                                                                                              |
| 施 工   | (株) 日本リサイクルマネジメント(現: J F E 環境サービス (株) )                                                                                                              |
| 使用開始  | 平成 1 1 年 5 月 1 0 日                                                                                                                                   |
| 施工概要  | 用 途 : ごみ固形燃料化施設<br>敷 地 面 積 : 3 , 6 0 0 m <sup>2</sup> ※リサイクルセンターと共用<br>処 理 能 力 : 6 . 0 t / 7 h<br>処 理 方 式 : 固形燃料化※令和 6 年 1 2 月以降稼働停止<br>処理対象物 : 可燃ごみ |

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 名 称   | リサイクルセンター              |
| 所 在 地 | 群馬県多野郡神流町大字尾附 2 9 0 番地 |
| 設 計   | 亦野建築設計事務所              |
| 施 工   | (株) 塚本工務店              |
| 使用開始  | 平成 1 9 年 4 月 1 日       |

|      |                                                                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施工概要 | 用 途：再資源化施設<br>敷地面積：3,600㎡※クリーンセンターと共用<br>処理能力：6.1t／5h<br>処理方式：二方締油圧プレス方式による圧縮処理（鉄類・アルミ）<br>再資源化処理（ビン・資源物・粗大ごみ）<br>処理対象物：不燃物・資源物・粗大ごみ |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 6 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

### （１）施設の生活環境影響調査結果の縦覧等の手続き

一般廃棄物焼却施設は周辺地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことから、施設の維持管理の透明性を確保し、その信頼性の向上を図るため、神流町情報公開条例に基づき縦覧することができる。